

朝霞市手数料徴収条例等の一部を改正する条例 概要

1. 改正趣旨

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律が改正され、新たに長期優良住宅維持保全計画の認定申請に係る手数料の額を定めるほか、所要の改正を行うものです。

2. 改正内容

①建築行為を伴わない既存住宅の認定申請手数料の制定

施行日：令和4年10月1日

現行の長期優良住宅認定制度は、建築行為を前提とし、建築行為の前にはあらかじめ認定を受ける仕組みとなっており、一定の性能を有する住宅であっても建築行為時以外では認定を取得できなかったが、法改正により建築行為を伴わない既存住宅の認定制度が令和4年10月1日より施行されることから、新たに手数料の額を定めるものです。

認定対象	改正前	改正後
新築の住宅	8,000円	現行のまま
増・改築の住宅	13,000円	
建築行為を伴わない住宅	適用なし	13,000円

【建築行為を伴わない認定の取得が想定される例】

- ・長期優良住宅制度の創設前（平成21年6月以前）に建築された住宅
- ・新築時、増改築時に認定申請されなかった住宅

②附則の改正

施行日：令和5年2月20日

申請に添付される証明書の変更に伴う改正で、令和4年2月20日から『適合証』を廃止し、住宅の品質確保の促進に関する法律第6条の2第3項の『確認書』又は同条第4項の『住宅性能評価書』を添付することとしており、経過措置で認めていた『適合証』の添付を排除するものです。

担当

都市建設部開発建築課住宅政策係

電話 423-3854